

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	ひとり親家庭医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、ひとり親家庭医療費助成事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市が条例で定める独自利用事務である。

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭医療費助成事務
②事務の概要	<p>鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和50年鹿沼市条例第12号)の規定に基づき、ひとり親家庭の親と子(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)であって市長が受給資格があると認める者に対し、その医療費の一部を助成する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次に掲げる処理で使用する。</p> <p>①受給資格認定申請に係る申請者の特定及び必要情報取得のための庁内連携 ②登録に係る認定審査の際における保険資格情報、年金情報および戸籍関係情報の取得 ③医療費助成の実績の記録及び管理</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <p>・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	<p>TASK医療費助成システム</p> <p>統合宛名システム</p> <p>中間サーバー</p> <p>・Public Medical Hub(PMH)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第2項</p> <p>「鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例」 第3条第1項 別表第1 6の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第9号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部子育て支援課こども給付係
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部子育て支援課こども給付係 0289-63-2172
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
------------------------------------	--	--

8. 人手を介在させる作業

「 」人手を介在させる作業はない

<p>人為ミスが発生するリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からマイナンバーを取得し真正性を確認すること、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことなどを厳守している。いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	-------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

「☐」全項目評価又は重点項目評価を実施する

<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[9) 従業員に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<p>判断の根拠</p>	<p>特定個人情報を取り扱う職員は、国の法令、ガイドラインに基づいたeラーニングを毎年受講している。この研修においてはデジタル・セキュリティ担当部署がとりまとめを行っており、さらにまた未受講者がいないよう本事業にかかわる職員(会計年度任用職員を含む)に部署内で周知を行っている。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」といえる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	鹿沼市保健福祉部こども家庭課こども給付係 こども家庭課長 木村 正人	鹿沼市こども未来部子育て支援課こども給付係 子育て支援課長 大谷 薫	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鹿沼市保健福祉部こども家庭課こども給付係 0289-63-2172	鹿沼市こども未来部子育て支援課こども給付係 0289-63-2172	事後	
平成29年7月5日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年7月5日 時点	事後	
平成29年7月5日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年7月5日 時点	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①システムの名称	TASK医療費助成システム 中間サーバー	TASK医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年鹿沼市条例第28号)第3条第1項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第2項 「鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例」 第3条第1項	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 4.②法令上の根拠	番号法第19条第14号(規則連携を予定)	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第8号	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 大谷 薫	子育て支援課長	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月5日 時点	平成31年2月13日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月5日 時点	平成31年2月13日 時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅳリスク対策	なし	項目を追加	事後	
令和2年7月30日	Ⅰ 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月18日 時点	令和2年7月16日 時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成31年1月18日 時点	令和2年7月16日 時点	事後	
令和3年10月20日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第9号	事後	
令和3年10月20日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総合政策課総務係	総合政策部総合政策課総務係	事後	
令和3年10月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月16日 時点	令和3年10月22日 時点	事後	
令和3年10月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月16日 時点	令和3年10月22日 時点	事後	
令和5年11月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月22日 時点	令和5年11月16日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月22日 時点	令和5年11月16日 時点	事後	
令和5年11月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②登録に係る認定審査の際における保険資格情報の取得	②登録に係る認定審査の際における保険資格情報および年金情報の取得	事前	
令和6年11月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月16日 時点	令和6年11月21日 時点	事後	
令和6年11月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月16日 時点	令和6年11月21日 時点	事後	
令和6年11月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②登録に係る認定審査の際における保険資格情報および年金情報の取得	②登録に係る認定審査の際における保険資格情報、年金情報および戸籍関係情報の取得	事前	
令和6年11月21日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	<p>十分である</p> <p>特定個人情報を取り扱う職員は、国の法令、ガイドラインに基づいたeラーニングを毎年受講している。この研修においてはデジタル・セキュリティ担当部署がとりまとめを行っており、さらにまた未受講者がいないよう本事業にかかわる職員(会計年度任用職員を含む)に部署内で周知を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」といえる。</p>	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月21日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月21日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和50年鹿沼市条例第12号）の規定に基づき、ひとり親家庭の親と子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）であって市長が受給資格があると認める者に対し、その医療費の一部を助成する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次に掲げる処理で使用する。</p> <p>①受給資格認定申請に係る申請者の特定及び必要情報取得のための庁内連携 ②登録に係る認定審査の際における保険資格情報、年金情報および戸籍関係情報の取得 ③医療費助成の実績の記録及び管理</p>	<p>鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和50年鹿沼市条例第12号）の規定に基づき、ひとり親家庭の親と子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）であって市長が受給資格があると認める者に対し、その医療費の一部を助成する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次に掲げる処理で使用する。</p> <p>①受給資格認定申請に係る申請者の特定及び必要情報取得のための庁内連携 ②登録に係る認定審査の際における保険資格情報、年金情報および戸籍関係情報の取得 ③医療費助成の実績の記録及び管理</p> <p>＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞</p> <p>・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて</p>		
令和8年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	<p>・TASK医療費助成システム</p> <p>・中間サーバー</p>	<p>・TASK医療費助成システム</p> <p>・中間サーバー</p> <p>・Public Medical Hub (PMH)</p>		
令和8年2月13日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	<p>十分である</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からマイナンバーを取得し真正性を確認すること、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことなどを厳守している。いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律」 第9条第2項 「鹿沼市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行条 例」 第3条第1項	「行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律」 第9条第2項 「鹿沼市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律施行条 例」 第3条第1項 別表第1 6の項	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138	事後	